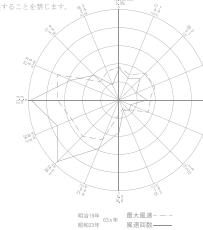


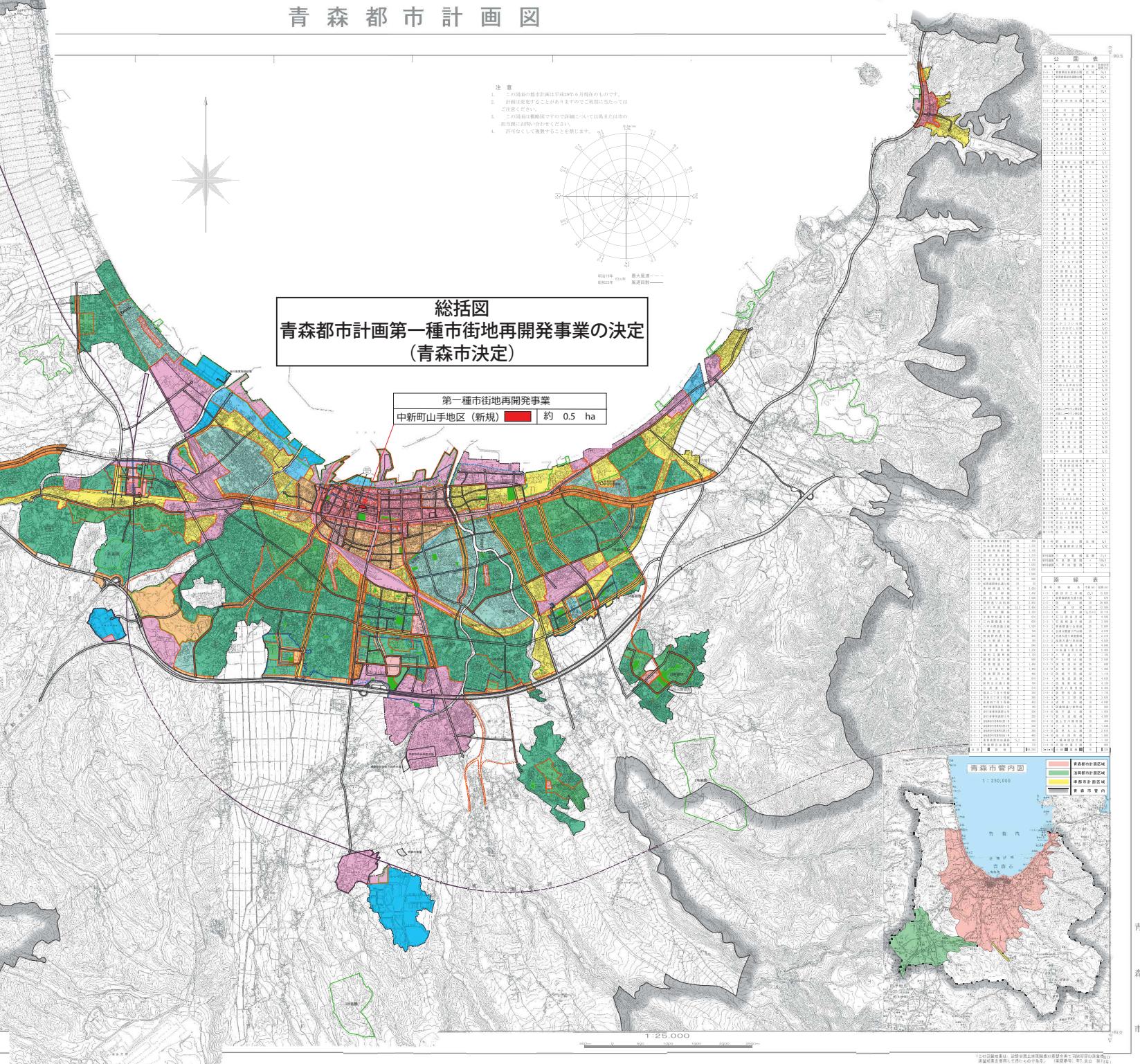
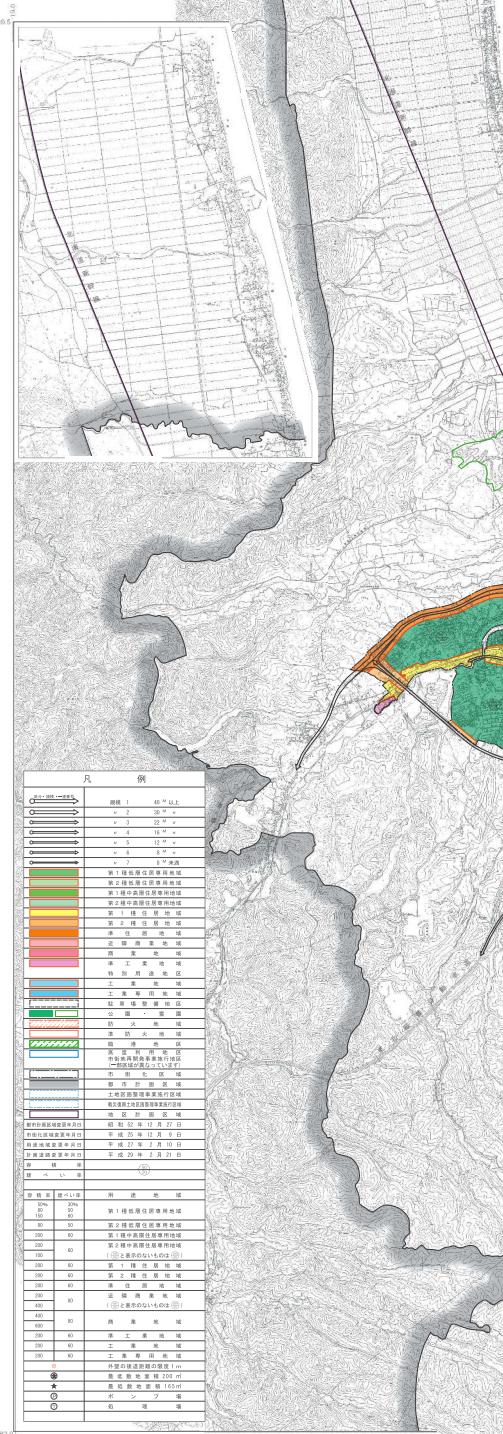
## 総括図 青森都市計画第一種市街地再開発事業の決定 (青森市決定)

第一種市街地再開発事業  
中新町山手地区（新規）



**注 意**

- この図面の都市計画は平成29年6月現在のものです。
- 計画は変更することがありますのでご利用に当たってはご注意ください。
- この図面は概略図ですので詳細については県または市の担当課にお問い合わせください。
- 許可なくして複製することを禁じます。



# 計画図 青森都市計画第一種市街地再開発事業の決定（青森市決定）



1:2,500 (A1)

## 青森都市計画第一種市街地再開発事業の決定（青森市決定）

都市計画中新町山手地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		中新町山手地区第一種市街地再開発事業					
面 積		約 0.5 ha					
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考	
		幹線街路	3・3・2 青森駅通り合浦線	(12.5m)25m	約 105m	( )は区域内幅員 整備済	
		幹線街路	3・4・10 県庁通り線	(8m)16m	約 51m	( )は区域内幅員 整備済	
		区画街路	新町二丁目 3号線	(2m)4m	約 115m	( )は区域内幅員 整備済	
	公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称	面 積	備	考	
	下 水 道						
	その他の公共施設						
建築物の整備	街区番号	建 築 物		敷 地 面 積 に 対 す る	主 要 用 途	備 考	
		建 築 面 積	延 ベ 面 積	建 築 面 積 の 割 合		高 度 利 用 地 区 の 制 限 内 容	
	1	m <sup>2</sup> 約 1,200	m <sup>2</sup> 約 11,400 (容積対象 約 9,400 m <sup>3</sup> )	約 7/10	約 52/10	店舗施設 事務所 宿泊施設	ただし、建築物の 建築面積の敷地面積 に対する割合の最高 限度は、建築基準法 第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいづ れかに該当する建築 物にあっては、 1/10、同項第 1 号及 び第 2 号に該当する 建築物又は第 5 項第 1 号に該当する建築 物にあっては、2/10 を加えた数値とす る。
	2	m <sup>2</sup> 約 1,000	m <sup>2</sup> 約 10,800 (容積対象 約 7,200 m <sup>3</sup> )	約 6/10	約 45/10	店舗施設 共同住宅	建ぺい率の最高限度 8/10 容積率の最高限度 60/10 容積率の最低限度 20/10 建築面積の最低限度 200 m <sup>2</sup>
	街 区 番 号		建 築 敷 地 面 積	整 備 計 画			
	1	約 1,800 m <sup>2</sup>		敷地西側の壁面後退により、歩行者空間等を確保するとともに、冬期間の雪対策として、建築物の周辺部分に融雪装置を設置し、歩行者の安全性、快適性を図る。			
	2	約 1,600 m <sup>2</sup>		街区番号 1とのあいだに通り抜け通路を配置するとともに、冬期間の雪対策として、建築物の周辺部分に融雪装置を設置し、歩行者の安全性、快適性を図る。			
	計	約 3,400 m <sup>2</sup>					
	住 宅 建 設 の 目 標		戸 数	備 考			
			約 80 戸				

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置」は計画図表示のとおり

### 理由

本地区は本市の地区拠点区域の一つである青森駅周辺地区の骨格を成す新町通りに面し、土地の健全な高度利用及び集約化による都市機能の充実を期待される地区である。

都市機能をより魅力あるものとして充実・更新を図るとともに、本市の顔としての役割を担う当該地区にふさわしい景観を創出するため、本案のとおり決定するものとする。